# 令和3年度

# 事業計画書

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

## 令和3年度 社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

# 事 業 計 画

## 《基本方針》

国は団塊ジュニア世代が65歳を超え、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、社会保障・働き方改革をすすめています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

当会においても時代の変化に合わせた新たな戦略が必要となり、地域共生社会の実現に向け、多様化したあらゆる地域生活課題を把握し、地域住民やボランティア、各種団体等との協働により課題解決に向け取り組みます。また、市との連携を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連動性や地域課題の情報共有、地域福祉事業に関する収支バランスの改善に努めます。

介護保険事業部においてはサービス提供を通じて個別課題を把握し、 地域福祉部と連携しながら課題解決に取り組みます。また、安定した経 営を継続するために、法改正や報酬改定等の制度の変化に備えるととも に将来性を見据えた経営を目指します。

## 重点項目

- 1. あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築
- 2. 第3次地域福祉活動計画に基づく計画的な地域課題への取り組み
- 3. 安定した経営を持続させるための財源確保、収支バランスの改善

# 各 部 方 針

#### 総務部

- 1. 人事評価制度の見直し
- 2. 各規程の見直し
- 3. 人材育成(新任研修、役職員研修等)

#### 地域福祉部

- 1. アウトリーチの徹底(地域に出向いて生活課題を把握する)
- 2. 第3次地域福祉活動計画の進捗状況の確認及び見直し
- 3. 地域住民と生活課題を共有する場をつくるための取組み
- 4. SNS を利用した社協活動の可視化

#### 介護保険事業部

- 1. 事業継続のための収支状況やサービス提供状況の分析、課題把握、改善等の立案
- 2. 介護保険制度改正への対応
- 3. 介護従事者の育成、質の向上
- 4. 地域福祉部との連携による地域課題の把握や個別課題への対応

## 実施計画

- 1. 会の運営と組織基盤の確立
- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 自主財源の確保と会員加入の促進
- (4) 先進地社協等との情報交換、視察研修
- (5)職員研修等の実施
- (6) 人事評価の実施
- (7) 広報紙「アシスト」の発行

#### 2. 第3次地域福祉活動計画の推進

(1) 第3次地域福祉活動計画基本目標の推進

「共に育てよう、人・まち・ネットワーク~さまざまな協働による地域福祉活動の推進~」

- (2) 各地区の課題への取組み
- (3) 地区懇談会の実施(中間評価)

#### 3. 地域福祉事業の推進

- (1) 生活支援コーディネーター事業の受託
  - ・新宮市との協働による地域の支え合い活動の推進
  - ・地域支えあいフォーラムの開催
  - ・各地区における居場所、支え合いに向けた話し合いの場づくり
  - 社会福祉法人及び各種団体との連携
  - ・地域ケア会議への参加並びに課題解決に向けての検討
  - ・地域ニーズに対する連絡調整
- (2) 小地域ネットワークづくり事業の推進
  - ・あらゆる生活課題を受け止める相談支援体制の整備
  - アウトリーチの徹底
  - ・地域住民や各種団体等が地域の課題や解決策を検討するための場づくり
  - 生活支援コーディネーターとの連携
  - ・SNS による地域活動等の情報発信
  - 民生委員児童委員、区、町内会との連携

- ・地域活動のキーマンの発掘
- 各種団体等による住民主体のサロン活動の支援
- (3) 福祉委員活動の推進
  - ・福祉委員の増強
  - 正副委員長会議の開催
  - ・見守り活動の推進
  - ・研修会の開催
  - 地区福祉委員会活動の支援
  - ・関係機関・団体との連携
  - ・福祉委員によるふれあいいきいきサロン活動推進の強化
  - ・ふれあい交流事業の支援
  - ・共同募金運動への協力
- (4) 福祉のまちづくり事業の実施
  - ・ 障がい児激励事業
  - ・「愛の日」バザー
  - 人権研修会の開催及び参加

#### 5. ボランティア活動事業の推進

- (1)ボランティア・市民活動センター事業
  - ・ 運営委員会の開催
  - ・ 地域福祉活動計画推進への協力
  - 広報、啓発
  - ・交流と連携 (ネットワーク) の促進
  - ・勉強会、研修会の開催
  - 先進地視察研修
  - ・他市町村ボランティア・市民活動センターとの連携
  - しんぐう元気フェスタの開催
  - ・災害時対応訓練及び研修会への参加
  - ・カルチャーサロンの開催
  - 災害ボランティアセンター中核スタッフの養成
- (2) ボランティアコーディネート事業
  - ①ボランティアの育成
    - ・新規ボランティアの推進地域課題に応じたボランティアの発掘及び育成、マッチング
    - ・福祉教育の推進 福祉体験講座の開催 ボランティアスクールの開催 小・中・高等学校との連携

- ②ボランティア活動の支援
  - 情報の収集と提供
  - •相談、活動支援

#### 6. 要援護者支援事業の推進

- (1) 福祉サービス利用援助事業
  - ・福祉サービス利用のための手続き
  - ・公共料金の支払いや福祉サービス利用料の支払い
  - ・通帳や証書の預かり
- (2) 法人後見事業
- (3) 生活困窮者支援制度への協力
- (4) 福祉車両貸出事業
- (5) 紙おむつ半額助成事業
- (6)貸付事業の推進
  - 生活福祉資金貸付事業
  - •緊急小口資金貸付事業

#### 7. 災害時対応事業の推進

- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- (2) ボランティア・市民活動センターとの連携
- (3) 日本赤十字社との連携
- (4) 共同募金運動への協力と「新宮いのちの募金」助成事業の実施
- (5) 和歌山県社会福祉協議会(和歌山県災害ボランティアセンター)との連携
- (6) 県下市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援
- (7) 有事に備えた必要資機材・物資等の備蓄管理
- (8) 災害ボランティアセンターについての情報収集並びに派遣

#### 8. 善意銀行の運営

市民の善意による金品を受入れ、地域福祉活動に役立てています。

#### 9. 介護保険事業の運営

- (1) 居宅介護支援事業 (ケアマネジャー)
  - ・介護保険法に基づき、介護、介護予防、介護予防・日常生活総合支援事業 のサービス利用者を対象としてケアプランを作成する。
  - ・利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、行政 やサービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行う。
  - ・研修会や事例検討等を通じて、情報共有や専門職のスキルアップを図る。
  - ・地域福祉部との連携を図り、個別課題や地域課題の解決に取り組む。
  - ・介護認定訪問調査の受託

- (2) 訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)
  - ・介護保険法に基づき、介護、介護予防、介護予防・日常生活総合支援事業 サービス利用者を対象として、生活援助、身体介護、通院介助を提供する。
  - ・障害者総合支援法上のサービス利用者に対し、障害福祉サービス (家事援助、身体介護、同行援護、重度訪問介護、移動支援) を提供する。
  - ・にこにこサービス事業 (介護保険制度外サービス)
- (3) 熊野川地域包括支援センターの受託
  - ①包括的支援事業
  - ・指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 要介護認定で要支援1・2と認定された方のケアプラン作成
  - ・総合相談支援事業 高齢者や家族の相談を受け適切なサービス支援を行う。
  - ・権利擁護事業 高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害防止などの支援
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 多職種協働による地域支援ネットワークの形成をはじめ、地域ケア会 議・事例検討会の実施、その他支援専門員に対する必要な情報提供及び 後方支援
  - 認知症施策推進業務認知症サポーター養成講座の実施
  - ②介護予防事業
  - ・個別に対する介護予防 介護状態になる危険リスクを把握し、健康面及び生活面における介護予 防に基づく助言・指導等を行う。
  - ・運動機能向上に関する事業 高齢期の筋力低下等予防を目的とした運動を行う。また、地域住民が自 主的に運動等を継続実施できるよう支援を行う。
  - ・介護予防講座等の実施 各地域に応じた口腔・栄養・認知症等に関する介護予防講座を実施し、 介護予防啓発を行う。
- (4) 障害者特定相談支援事業、障害児相談支援事業
  - ・サービス等利用計画の作成及び、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行う。
  - ・障害児者やその家族の相談
  - ・自立支援協議会への参加や関係機関との協力の強化
- (5) 介護福祉士実務者研修への協力(会場貸出、広報)
- (6) 特定旅客自動車運送事業 (熊野川地区限定の介護タクシー)
- (7) 県介護人材確保対策事業(新翔高等学校初任者研修講師派遣)

### 10. 指定管理者制度による事業の受託

(1) 中央児童館の管理運営

全ての児童を対象に遊びや交流の場の提供、及び子育て支援含む健全育成支援事業の推進

- ・自然とのふれあい活動の実施
- ・世代交流活動の実施
- 創作活動や季節行事の実施
- ・クラブ活動を通して集団的援助活動
- ジュニアボランティアの育成
- 運動あそびを通した体力づくりの推進
- ・未就園児の親子を対象にした子育て支援活動の実施
- ・防災活動の実施(避難訓練の実施)
- ・市児童館や子育て関係機関との連携
- (2) 福祉センターの管理運営
  - ・老人福祉センターの貸館業務
  - ・高齢者等入浴サービスの実施
  - ・ 避難訓練の実施

#### 11. 福祉サービスにおける苦情解決第三者委員会の運営

- (1) 苦情解決第三者委員会の開催
- (2) 苦情に対する円滑な解決とサービスの充実

#### 12. 福祉関係団体との連携

- (1) 民生委員児童委員協議会との連携
  - ・地域の見守り体制の構築
  - ・地域福祉ネットワークづくりの推進
  - 子育てサロン・おやこサロンの推進
  - ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
- (2) ゆうゆうクラブ(老人クラブ連合会)との連携
  - ・ゆうゆうクラブ活性化の推進
  - ・生きがい事業の推進(生きがい菜園2ヶ所・生きがい教室12教室・はつらつ教室3教室)
  - •「愛の日」ゆうゆうクラブ芸能大会への協力
- (3) 赤十字事業への協力
  - ・赤十字事業の推進
  - ・赤十字活動資金募集の推進
- (4) 共同募金運動への協力
  - ・赤い羽根(「ささえあい募金」「MACHI(まち)サポート募金」「新宮 いのちの募金」)の推進
  - ・適正かつ効果的な配分の実施
  - ・歳末たすけあい運動の実施